

宮城県職員ガイド・PR動画及び職員採用試験PRポスター制作業務 委託仕様書

1 委託業務名

宮城県職員ガイド・PR動画及び職員採用試験PRポスター制作業務

2 業務の目的

職員採用に係る応募促進及び多様で優秀な人材の確保に向けて、公務員志望者をはじめ、民間企業志望者や進路検討中の者など、より多くの人に宮城県職員の仕事内容や魅力等を発信することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

宮城県職員の仕事内容について、広範に周知するため、魅力的で効果的なキャッチコピーを策定の上、そのコンセプトに従い、以下（1）～（3）の制作物を作成すること。

なお、各制作物の内容等については、受注者と協議の上、調整することができるものとする。また、各制作物は、公務員志望者のほか、民間企業志望者や進路検討中の者など高校生や大学生・大学院生を中心に多くの人の興味を引くようなインパクトのあるものとする。文章はキャッチコピーを有効に用いるなどして、冗長にならないようにすること。

- （1）宮城県職員ガイド
- （2）宮城県職員PR動画
- （3）宮城県職員採用試験PRポスター

5 仕様等

- （1）宮城県職員ガイド

イ 内容

キャッチコピーやコンセプトを踏まえ、以下の項目について構成する。

- ・ 知事メッセージ
- ・ 職種の紹介、組織図
- ・ 職員インタビュー
- ・ ワークライフバランス
- ・ 福利厚生、勤務条件、研修制度等

原稿作成、写真等素材の手配及びデザインの実施、割付けや校正、その他の編集作業は受注者が行うこと。

インタビュー対象職員を選定、写真撮影に係る対象職員との日程調整は発注者が行う。インタビュー項目は、企画内容に応じて受注者が原案を作成する。

なお、これらの項目以外で、手に取った人の興味・関心を引くような提案がある場合、構成は上記の項目に限らない。また、誌面構成、ページ内容の詳細は、受注者と

発注者が協議の上、決定することとする。

ロ 規格・体裁

- ・ 判型：A4版（タテ）
- ・ 用紙：b7トラネクスト 四六判 86kg相当
- ・ 印刷：カラー
- ・ ページ数：12ページ（表紙、裏表紙含む）以上
- ・ 印刷部数：4,000部以上

ハ 納品

以下のものを宮城県人事委員会事務局総務課に令和6年12月6日（金）までに納品すること。

なお、電子データはDVD-R等で納品すること。

- ・ 宮城県職員ガイド（納品にあたっては、50部ごとに包装又は箱詰めすること。）
- ・ 宮城県職員ガイドのPDFデータ
- ・ 宮城県職員ガイドのデジタルブックデータ
- ・ 写真データ（JPEGもしくはPNGのいずれかの形式で保存したもの）
- ・ 発注者の求めに応じた各種PR素材（JPEGもしくはPNGのいずれかの形式及びAdobe Illustrator）

※宮城県公式ウェブサイトや各種説明会用の作成するパワーポイント資料等でのPR素材としての活用を想定。

(2) 宮城県職員PR動画

イ 内容

宮城県職員をPRし、引いては宮城県職員採用試験の応募者確保に資するため、下表のとおり短時間でインパクトを残せる動画を制作する。受注者は、音楽及びナレーション、字幕を用い、より多くの応募者を確保するための啓発効果を十分に考慮した動画を発注者に提案し、発注者はこれを基に内容を決定するものとする。

種類	内容	時間等
職員PR動画	主に楽天モバイルパーク宮城やイオンモール石巻内でのCM放映を想定。	15秒の動画を制作すること。
職種PR動画	主に宮城県公式ウェブサイトやSNSへの投稿、各種採用説明会等での放映を想定。	15秒から60秒のショート動画を2種類以上制作すること。

ロ 規格

- ・ 職員PR動画：W1,920×H1,080（16：9表示）
- ・ 職種PR動画：W1,080×H1,920（9：16表示）
- ・ データ形式：MP4

ハ 納品

成果品のデータを宮城県人事委員会事務局総務課に令和7年2月28日（金）までにDVD-R等で納品すること。

(3) 宮城県職員採用試験PRポスター

イ 内容

令和7年度宮城県職員採用試験を広くPRするため「(1) 宮城県職員ガイド」の素材を用いて、ポスターを制作する。

なお、デザインは「(1) 宮城県職員ガイド」と統一感のあるものとする。内容は発注者と協議の上、調整すること。

ロ 規格・体裁

- ・ 判型：B2版（タテ）
- ・ 紙質：コート紙110kg程度
- ・ 印刷部数：300枚（うち250枚は八つ折り）

ハ 納品

以下のものを宮城県人事委員会事務局総務課に令和7年2月28日（金）までに納品すること。

なお、電子データはDVD-R等で納品すること。

- ・ ポスター
- ・ ポスターのPDFファイル

6 共通事項

(1) 本仕様書に明記されていない事項で業務遂行のために当然必要と認められる事項については、契約金額の範囲内で受注者の責任の範囲において対応するものとする。

なお、本仕様書に明記されていない事項で、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(2) 取材等に要するカメラ、フィルム、テープレコーダー、その他の機材、消耗品等については、受注者がその一切を準備すること。

(3) 各種制作物の校正は、3校まで実施すること。

(4) 本業務によって得られた成果品に係る、受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果品を自ら使用又は加工して使用するほか、第三者に使用を許諾できるものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果品に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

7 参考

昨年度の制作物データは、宮城県ホームページに掲載している。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/>